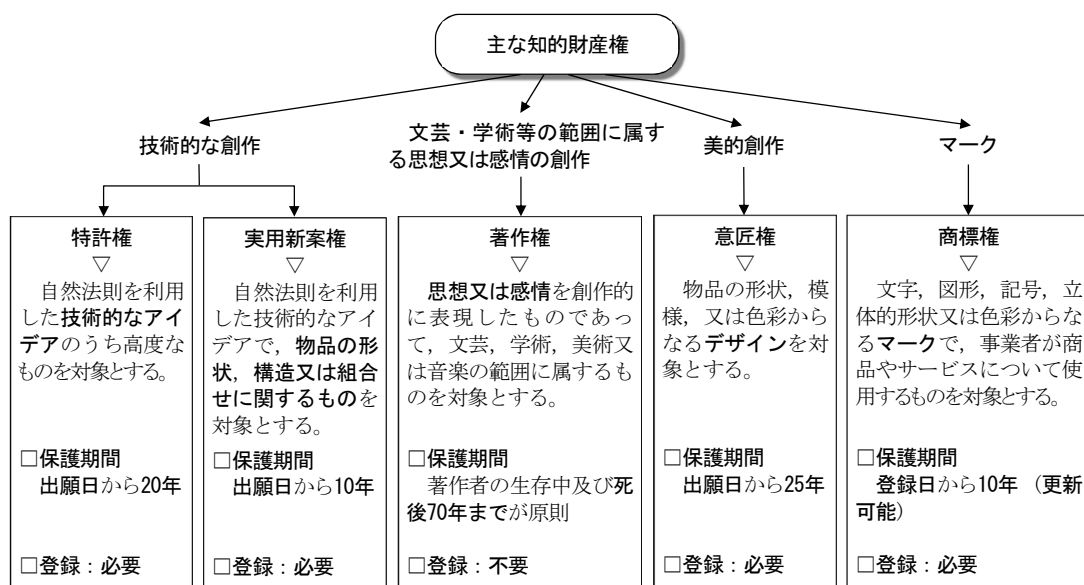


第6節 知的財産権の保護

theme01 知的財産

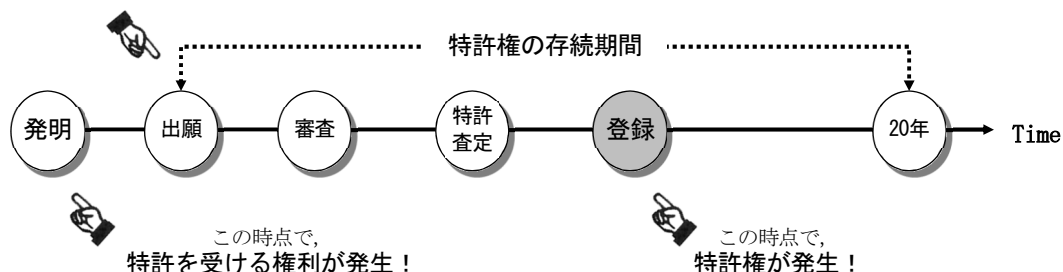
- ① 知的財産権とは、人間の知的創作活動に基づいて形成された無形資産(無体財産)を中心とした権利をいう。
- ② 試験に出題される主な知的財産権は以下のとおりである



theme02 特許権

- (a) 特許権とは
- 特許権とは、特許を受けた(特許権設定の登録が行われた)発明を業として独占的に利用しうる排他的権利である。
- (b) 発明とは
- ① 特許法2条1項の「発明」とは、自然法則を利用した**技術的思想の創作のうち高度なもの**をいうと規定されている。
- ② 特許を受けた発明は**特許発明**と呼ばれる(特許法2条2項)。
- (c) 特許を受ける権利と特許出願の手続の概説
- ① 発明が完成すると、発明者に**特許を受ける権利**が原始的に帰属する。
- ② 特許を受ける権利を有する発明者又はその承継人が特許出願をして、以下の手続を経た**設定登録**により**特許権が発生**する。

特許庁長官に出願！ 出願できるのは、発明者又はその承継人のみ！



1. 特許要件

特許権を取得するには、発明が(1)産業上利用可能性、(2)新規性、(3)進歩性という3つの要件を満たす必要がある。

(1) 産業上利用可能性 ▽ 産業上利用可能性とは、当該発明が産業上利用し得るものであることをいう。	(2) 新規性 ▽ 新規性とは、発明が未だ社会に知られていないものであることをいう。	(3) 進歩性 ▽ 進歩性とは、当該発明の属する技術分野における通常の知識を有する者が、特許出願時の技術常識に基づいて容易に発明をすることができないことをいう。
---	---	---

(1) 産業上利用可能性(特許法29条1項柱書)

- ① 産業上利用可能性とは、当該発明が産業上利用し得るものであることをいう。
- ② 産業には、工業だけでなく農林水産業、鉱業、商業のほかサービス業も含まれる。

(2) 新規性(特許法29条1項1～3号)

- ① 新規性とは、当該発明が未だ社会に知られていないものであることをいう。
- ② 他人によって公開された場合だけでなく、特許を受ける権利を有する者が出願前に自ら公開した場合であっても、原則として新規性を喪失する。

(3) 進歩性(特許法29条2項)

進歩性とは、当該発明の属する技術分野における通常の知識を有する者が、特許出願時の技術常識に基づいて容易に発明をすることができないことをいう。

(4) 同一の発明について複数の出願がされた場合の処理

- ① 同一の発明について複数の出願がされた場合、我が国では先願主義が採用されている。
- ② 先願主義とは、複数の出願のうち、最初に出願した者に特許権を付与する考え方である。

theme03 実用新案権

実用新案権は、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち物品の形状、構造又は組合せに関する考案(発明ほど高度でない技術的創作)を保護する権利である。

1. 登録手続

出願については、方式審査と基礎的要件の審査がされるだけである(無審査主義)。

2. 実用新案権の存続期間

- (a) 実用新案権は、考案が、①産業上利用可能性、②新規性、③進歩性を備えていることが必要である。
- (b) 実用新案権も登録により発生する。その存続期間は出願日から10年である。
- (c) 侵害者に対して実用新案権を権利行使する場合には、権利者は技術評価書を提示して警告することが必要である。

theme04 著作権

1. 著作物

(1) 著作物とは

- (a) 著作権法は、著作物に関する法律である。

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」である。

言語の著作物、音楽の著作物、美術の著作物、建築の著作物などの他、コンピュータソフトウェアもプログラムの著作物として保護される。

- (b) 著作権法上の著作物と認められるためには、以下の要件を満たす必要がある。

①思想または感情の表現であること ▽ 事実の伝達にすぎない 雑報、時事報道は著作物に該当しない(著作権法10条2項)。	②創作性を有すること ▽ ・作者の個性が何らかの形で表現されていれば足りる。 ・高度な学術性、美術性を備えた表現である必要はない。	③表現したものであること ▽ ・実際に表現されたものであることを要する。 ・表現の背後にあるアイデアや着想自体は著作物とならない。	④表現が文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものであること ▽ この要件は、一般に「文芸、学術、美術または音楽の範囲」のすべてをあわせて捉え、文化的活動による創作の範囲に属することを意味する。
--	--	--	---

- ③ 著作者人格権は、著作者の**一身専属的な人格的な利益を保護**するための権利である。著作者人格権は譲渡・相続できない。
- ④ 著作者人格権は、**公表権、氏名表示権、同一性保持権**の3つに分けられる。

(2) 著作者以外の者の権利ー著作隣接権

著作者以外の者の権利として、著作隣接権がある。**著作隣接権**とは、俳優や舞踊家、演奏家、歌手などの**実演家**、**レコード製作者**、**放送事業者の実演・録音・放送**といった著作物利用行為自体に認められた権利である。

例えば、実演家は**自己の実演について録音権、録画権、放送権、有線放送権**などを有する。

3. 著作権などの発生と存続期間

- ① 権利の発生には、特許の場合のような出願といった手続は不要で、**著作権や著作者人格権は、創作と同時に著作者に権利が発生し(無方式主義)**、権利として保護を受けるのに、**登録する必要はない**。
- ② 著作権はいわゆる**相対的独占権**としての性質を有する。
複数の者がそれぞれ独自に創作した結果、同様の著作物となった場合には、それぞれに著作権が認められる。
- ③ 著作権の存続期間は、原則として、**著作権の効力発生(創作時)から著作者の死後70年までである**。

4. 著作権の侵害

(1) 著作権の侵害とは

著作権侵害とは、**著作権者の許諾なしに著作物を利用することである**。

ただし、**私的使用**(個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること)のための複製(著作権法30条)、**引用**(著作権法32条)などの行為は著作者の許諾がなくても著作物の利用が許されることがある。

(2) 著作権侵害の効果

著作権が侵害された場合の効果は以下のとおりである。

- ① 著作権者は、当該著作権を侵害する者に対して、侵害行為の**差止請求**をすることができる。
- ② 著作権者は、当該著作権を侵害する者に対して、侵害により被った**損害の賠償**を請求できる。
- ③ 著作権者は、当該著作権を侵害する者に対して、**不当利得返還請求**をすることができる。
- ④ 著作権者は、当該著作権を侵害する者に対して、**名誉回復措置請求**をすることができる。
- ⑤ 著作権を侵害した者には**刑事罰**が科される場合がある。

theme07 営業秘密(トレードシークレット)

1. 営業秘密とは

- ① 営業秘密とは、「**秘密として管理されている**生産方法、販売方法その他の**事業活動に有用な**技術上又は営業上の情報であって、**公然と知られていないもの**」をいう(不正競争防止法2条6項)。
- ② 営業秘密には、いわゆるノウハウが含まれ、商品の製造方法、設計図・実験データ等の技術情報、顧客リスト、販売マニュアル等の営業情報などが営業秘密にあたりとされる。
- ③ 営業秘密は、**不正競争防止法により保護**される。同法は、企業の営業秘密が役員、従業員、第三者などにより不正使用されるのを防止することを目的としている。
- ④ **不正競争防止法による営業秘密の保護の特徴は、特許庁への登録がなくても、保護されるという点にある。**

2. 営業秘密として保護されるための要件

営業秘密として保護されるためには、その情報が次の要件を充たしている必要がある(不正競争防止法2条6項)。

1. 秘密として管理されていること

2. 事業活動に有用であること

3. 公然と知られていないこと

3. 営業秘密の保護の方法

営業秘密は、**民法並びに不正競争防止法**により保護される。例えば、営業秘密を不正取得され、使用された結果、営業上の利益が侵害されたり、そのおそれがあるときは、被害者は、不正競争防止法に基づいて、侵害者に対し、**損害賠償請求**や侵害行為の**差止請求**をすることができる。

また、営業秘密の**不正取得・使用・開示**などの**営業秘密侵害行為**をした場合、**刑事罰**が科されることがあり、それが法人の業務に関してなされた場合、行為者だけでなく当該法人にも**刑事罰**が科されることがある(**両罰規定**)。

不正競争防止法による保護



- ①**不正取得・使用・開示**(不正競争防止法2条1項4号)
ex. 従業員が会社から営業秘密を窃取する行為、その不正取得した営業秘密をライバル会社に売却する行為など
- ②不正取得後の転得(同項5号)
- ③不正取得に関する**事後的悪意**による**使用・開示**(同項6号)
- ④不正使用・開示(同項7号)
- ⑤不正開示後の転得(同項8号)
- ⑥不正開示に関する**事後的悪意**による**使用・開示**(同項9号)
- ⑦営業秘密侵害品の譲渡・輸出入等(同項10号)